

司法試験委員会会議（第110回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成27年6月3日（水）15:00～15:45

2 場所

法務省第一会議室

3 出席者

- 司法試験委員会
（委員長）山口 厚
（委員）稲川龍也，奥田隆文，古口 章，土屋美明，羽間京子，長谷部由起子（敬称略）
- 司法試験委員会幹事（議題6のみ出席）
西山卓爾司法法制課長
- 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）
小山太士人事課長，是木 誠試験管理官（幹事兼任），森山智文人事課付

4 議題

- (1) 平成27年司法試験短答式試験の合格に必要な成績の決定について（協議）
- (2) 平成27年司法試験の実施状況について（報告）
- (3) 平成27年司法試験予備試験の実施状況について（報告）
- (4) 平成27年司法試験考査委員等の推薦について（協議）
- (5) 幹事の選任について（報告）
- (6) 司法試験の方式・内容等に関する検討について（協議）
- (7) その他
- (8) 次回開催日程等について（説明）

5 資料

- 資料1 平成27年司法試験受験状況
- 資料2 平成27年司法試験予備試験短答式試験受験状況
- 資料3 司法試験の方式・内容等の在り方に関するこれまでの検討状況について（案）
- 資料4 法曹養成制度改革顧問会議第17回会議 議事録
- 資料5 法曹養成制度改革顧問会議第18回会議 議事録
- 資料6 法曹養成制度改革顧問会議第19回会議 議事録

6 議事等

- (1) 平成27年司法試験短答式試験の合格に必要な成績の決定について（協議）
 - 平成27年司法試験短答式試験について，考査委員会議の判定に基づき，短答式試験の各科目において満点の40パーセント点以上の成績を得た者のうち，各科目の合計得点が114点以上の成績を得た5,308人を短答式試験の合格に必要な成績を得た者

とする判定がなされた。

(2) 平成27年司法試験の実施状況について（報告）

- 事務局から、平成27年司法試験の実施状況について、資料1に基づき報告がなされた。

(3) 平成27年司法試験予備試験の実施状況について（報告）

- 事務局から、平成27年司法試験予備試験短答式試験の実施状況について、資料2に基づき報告がなされた。

(4) 平成27年司法試験考査委員等の推薦について（協議）

- 平成27年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員として、別紙1記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。

(5) 幹事の選任について（報告）

- 委員長から、司法試験委員会幹事として別紙2記載の者が選任されたことについて、司法試験委員会令議事細則第6条第1項に基づき、書面により各委員から意見を徴した結果、了承され、平成27年4月7日付けで委員会の議決としたことが報告された。これに関し、事務局から、司法試験委員会幹事に選任された者が4月17日付けで法務大臣から司法試験委員会幹事に任命されたことが報告された。

(6) 司法試験の方式・内容等に関する検討について（協議）

（◎委員長，○委員，□幹事）

- 司法試験の方式・内容等の在り方に関する幹事による検討状況について、本年3月の第108回司法試験委員会及び第109回司法試験委員会でも御報告したところであるが、その後の議論も踏まえ、これまでの検討状況を2枚の資料にまとめたので、本日は、その内容について御報告する。資料3「司法試験の方式・内容等の在り方に関するこれまでの検討状況について（案）」を御参照いただきたい。

まず、第1の試験日程については、当面現行の日程を維持するとの方針を既に当委員会です承いただいた。なお、その後の幹事による議論の結果、本年から短答式試験の科目が憲法、民法、刑法に限定されており、試験時間も短縮されたため、論文式試験の各科目の順序などの細部については、改正司法試験法に基づく司法試験の実施状況を踏まえ、当委員会において柔軟に御判断いただくことが相当ではないかとの結論に至っている。

次に、第2の論文式試験の在り方について、試験時間・配点、出題の在り方等に関しては、第108回司法試験委員会で御報告した方向性から特に変更はなく、その後の幹事による議論により、最低ライン点についても、引き続き各科目の満点の25%点とすることが相当との結論に至っている。

なお、幹事による議論において、論文式試験の答案の採点に際し、考査委員間において、改めて最低ラインの位置付けを確認しておく必要があるとの認識を共有した。もと

もと、論文式試験において最低ラインを置くかどうかについては、新司法試験実施に係る研究調査会における在り方検討グループ等で議論がなされ、最低ラインの制度が設けられたものであるが、その中では、「法曹となろうとする者に必要な最低限度の能力等を各科目について有しているかどうかを判定すると同時に、特定の科目に偏った勉学に警鐘を鳴らすという効果を期待する」という観点が指摘されていたので、この位置付けを改めて考査委員に再確認いただくことで意見が一致した。

次に、第3の出題の在り方等についての検証体制については、幹事による議論の結果、考査委員には毎年の出題において大変な御尽力をいただいております、様々な工夫もなされていることを前提としつつ、司法試験を更に良いものにしていくためには、受験者の実力を適切に判定するための様々な工夫をより一層進めていただくとともに、工夫の趣旨や効果を継続的に検証し、その結果を科目・分野を横断して共有していただくことが特に重要であるとの意見で一致した。そこで、こういった検証を実効的に行うため、年ごとに、各科目・分野の考査委員の中から検証担当考査委員を選任し、その年の司法試験実施後において、共同してその年の試験についての検証を行うことにしてはいかがかという結論に至った。

この検証の体制については、実際の運用の中で試行錯誤があり得るとの観点から、幹事において具体的な人数や構成を特定してはいないが、議論の中でのイメージとしては、必須科目・選択科目の双方につき一定の検証体制が必要であり、実りがある検証を実現するために、いずれも10人程度の人数であるべきではないかという共通認識ができています。そして、その検証体制の中には、研究者・実務家の双方を含めるべきであり、実務家としては法曹三者を全て含めるべきという点でも意見の一致を見た。なお、幹事からは、単に出題の在り方だけでなく、それと密接に関連する採点等の成績評価の在り方、出題趣旨・採点実感の在り方等も検証の対象とすることによって、これらに関しても科目・分野をまたいだ共通認識が醸成され、結果として、いずれもより良いものになっていくことを強く期待する意見が示された。また、その検証結果を適切に当委員会に報告することにより、当委員会からも、より良い司法試験となるよう有益な御指摘をいただくべきだろうという点でも幹事の意見は一致した。

最後に、第4のその他について、幹事による議論に際しては、司法試験の論文式試験の科目が公法系、民事系、刑事系という形で構成されていることには一定の意味があるけれども、受験者の学修との関係では、各科目における問ごとの成績も通知した方が、より重点的に学ぶべき事項が明確になるなどのメリットがあるのではないかという指摘がなされた。そして、その結果、順位主義をむやみに助長するような詳細な通知は相当でないにしても、A、B、Cなどといった順位ランクを通知することは積極的に考えるべきではないかという結論に至った。なお、議論に際しては、順位ランクの幅などの具体的制度設計を将来行うに当たっては、学修の一助という位置付けに照らし、上位の者よりも下位の者の幅を小さくすることが相当であるという意見などが示された。御報告は以上である。

- ◎ 幹事から報告のあった「司法試験の方式・内容等の在り方に関するこれまでの検討状況について（案）」については、次回の司法試験委員会において協議をすることとした。

(7) その他

- 事務局から、法曹養成制度改革顧問会議及び法曹養成制度改革推進会議の開催状況及び協議状況について、資料4から資料6に基づき報告がなされた。

(8) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、平成27年6月10日（水）に開催することが確認された。
(以上)

平成 27 年司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員推薦候補者名簿

1 司法試験審査委員 (102名)

憲法	青井未帆	学習院大学専門職大学院法務研究科教授	
	浅野博宣	神戸大学大学院法学研究科教授	
	鮎川一信	弁護士 (第一東京弁護士会)	
	新井誠	広島大学大学院法務研究科教授	
	尾形健	同志社大学法学部教授	
	川崎幸雄	法務省保護局恩赦管理官	
	櫻井智章	甲南大学法学部准教授	
	佐々木弘通	東北大学大学院法学研究科教授	
	前田敦史	法務省人権擁護局参事官	
	矢島基美	上智大学法学部教授	
	山本龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	
	龍造寺秀仁	法務総合研究所教官	
	行政法	青柳馨	元東京高等裁判所部総括判事・日本大学大学院法務研究科教授
		大坪丘	元横浜地方裁判所長・大東文化大学大学院法務研究科特任教授
岡田正則		早稲田大学大学院法務研究科教授	
神橋一彦		立教大学法学部教授	
北村和生		立命館大学大学院法務研究科教授	
北村美穂子		弁護士 (第二東京弁護士会)	
木村琢磨		千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐伯祐二		同志社大学大学院司法研究科教授	
澁谷勝海		法務省訟務局参事官	
鈴木輝仁		法務省入国管理局付	
徳本広孝		首都大学東京都市教養学部教授	
長屋文裕		元最高裁判所調査官	
深澤龍一郎		九州大学大学院法学研究院教授	
保木本正樹		法務省大臣官房参事官 (訟務担当)	
民法	前田雅子	関西学院大学法学部教授	
	秋武憲一	元仙台家庭裁判所長・山梨学院大学大学院法務研究科特任教授	
	安部将規	弁護士 (大阪弁護士会)	
	大中有信	同志社大学大学院司法研究科教授	
	片山直也	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	
	高橋眞	大阪市立大学大学院法学研究科教授	
	田子眞也	弁護士 (第一東京弁護士会)	
	田高寛貴	慶應義塾大学法学部教授	
	千葉健一	法務省訟務局付	
	手嶋豊	神戸大学大学院法学研究科教授	
	野澤正充	立教大学大学院法務研究科教授	
	前田陽一	立教大学大学院法務研究科教授	
	商法	浅香紀久雄	元福島家庭裁判所長
		荒谷裕子	法政大学法学部教授
伊藤靖史		同志社大学法学部教授	

	岩谷敏昭	弁護士（大阪弁護士会）
	仮屋広郷	一橋大学大学院法学研究科教授
	川島いづみ	早稲田大学社会科学総合学術院教授
	中東正文	名古屋大学大学院法学研究科教授
	平野正弥	弁護士（東京弁護士会）
	廣瀬勝一	弁護士（第二東京弁護士会）
	堀越健二	法務省民事局付
	松井秀征	立教大学法学部教授
	山田純子	甲南大学大学院法学研究科教授
	行澤一人	神戸大学大学院法学研究科教授
民事訴訟法	伊東俊明	岡山大学大学院法務研究科教授
	岡田幸宏	同志社大学法学部教授
	小磯武男	元福島地方裁判所長
	佐々木茂美	元大阪高等裁判所長官・京都大学大学院法学研究科教授
	佐野裕志	専修大学大学院法務研究科教授
	名津井吉裕	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	西澤宗英	青山学院大学法学部教授
	二本松利忠	元大阪地方裁判所長・京都大学大学院法学研究科教授
	二羽和彦	中央大学大学院法務研究科教授
	平林慶一	元金沢家庭裁判所長
	藤井慎一郎	法務省訟務局付
	松村和徳	早稲田大学大学院法務研究科教授
	山田文	京都大学大学院法学研究科教授
刑法	石井徹哉	千葉大学大学院専門法務研究科教授
	今井猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
	上寫一高	神戸大学大学院法学研究科教授
	亀井源太郎	慶應義塾大学法学部教授
	久家健志	法務省矯正局参事官
	佐久間修	大阪大学大学院法学研究科教授
	佐藤剛	法務省大臣官房付
	竹村操	弁護士（第一東京弁護士会）
	成瀬幸典	東北大学大学院法学研究科教授
	橋本正博	一橋大学大学院法学研究科教授
	林美月子	立教大学法学部教授
	安田拓人	京都大学大学院法学研究科教授
	若原正樹	元東京高等裁判所部総括判事・京都大学大学院法学研究科教授
刑事訴訟法	池田公博	神戸大学大学院法学研究科教授
	上原龍	法務省刑事局参事官
	小木曾綾	中央大学大学院法務研究科教授
	川上拓一	元さいたま地方裁判所部総括判事・早稲田大学大学院法務研究科教授
	榊原一久	弁護士（東京弁護士会）
	佐藤隆之	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	洲見光男	同志社大学大学院司法研究科教授
	田中開	法政大学大学院法務研究科教授
	堀江慎司	京都大学大学院法学研究科教授
	望月栄里子	学習院大学専門職大学院法務研究科教授

倒産法	安 村 勉	千葉大学大学院専門法務研究科教授
	山 岡 通 浩	弁護士（第一東京弁護士会）
	大 谷 太	法務省民事局付
	倉 部 真由美	法政大学法学部教授
	近 藤 隆 司	明治学院大学法学部教授
知的財産法 労働法	野 村 剛 司	弁護士（大阪弁護士会）
	藤 本 利 一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	鈴 木 將 文	名古屋大学大学院法学研究科教授
	五 三 智 仁	弁護士（第二東京弁護士会）
	小 西 康 之	明治大学法学部教授
	富 永 晃 一	上智大学法学部准教授
	福 岡 右 武	元前橋家庭裁判所長
	水 島 郁 子	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	山 田 省 三	中央大学大学院法務研究科教授
	和 田 文 彦	中央労働委員会事務局第一部会担当審査総括室付審査官

2 司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員を併任する者（12名）

憲法	武 田 芳 樹	山梨学院大学大学院法務研究科准教授
	田 原 浩 子	法務総合研究所教官
行政法	下 井 康 史	千葉大学大学院専門法務研究科教授
	志 水 崇 通	法務省訟務局付
民法	村 松 秀 樹	法務省民事局参事官
商法	竹 林 俊 憲	法務省民事局参事官
民事訴訟法	中 保 秀 隆	法務省大臣官房司法法制部付
	福 澤 純 治	法務省訟務局付
刑法	高 橋 和 人	早稲田大学大学院法務研究科教授
	吉 田 雅 之	法務省刑事局付
刑事訴訟法	栗 田 知 穂	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	町 田 聡	司法研修所教官

司法試験委員会幹事候補者

島 崎 邦 彦 司法研修所教官

司法試験委員会幹事の職を解く者

高 島 義 行 大阪地方裁判所判事